

上海市 安全生産監督管理局 御中

「要望等の提案につきまして」

貴国及び関係当局におかれましては、化学品の安全・環境保全の強化を目指して関連法令の立法・運用に格段の責務を担われていることにつき、敬意を表するところであります。

さて、2012年8月、「危険化学品登記管理弁法」の施行にともない、日本企業への同弁法の周知・促進・実態把握活動のために、本年5月より、上海日本商工クラブ内にて、定期的に勉強・情報交換の機会(Working Group)を持ち、セミナーの開催も行っていました。

そのWGの議論を通じて同法令及び運用につきまして、種々の確認、疑問、要望等が出てまいりました。つきましてはそれらを別添に纏め、ご提出させていただきますのでご教示、ご鞭撻、ご検討賜りたくお願い申し上げます。

また、この内容はここに添付もいたしておりますが、北京・中国日本商会より、安全生産監督管理総局へ提示させていただきました「中国経済と日本企業 白書」の中の「建議」の内容とは重複させないようにしております。

更に、提案等の内容には貴局で対応が難しい項目もあるかと思いますが、それらにつきましては、どの部局へ提案させて頂いたらよいのかもご指導頂ければ幸甚です。

今後も、法令順守と円滑な事業展開のために、同様に提案等が出させて頂くことになると考えております。ぜひ、貴局の強いご協力をお願いする次第です。

2014年12月4日

上海日本商工クラブ

ジェトロ上海事務所

在上海日本国総領事館

【危険化学品登記に関する要望事項まとめ】

2014年10月 上海商工クラブ/危険化学品規制法令対応WG

分類	No.	タイトル	規制の現状	問題点	建議・要望事項
要望	1	系列登記	<ul style="list-style-type: none"> 用途が類似し、組成が近く、物理危険性に顕著な差異の無い化学品については、事業者は鑑定機関に対し系列化学品鑑定を申請できる。（安監総局第60号） 系列鑑定は、原則として、成分が同じ、濃度が異なり、予測される危険性分類結果が同じである一連の化学品について申請可能である。（化学品物理危険性鑑定申请表填写说明） 	<ul style="list-style-type: none"> 「予測される危険性分類結果が同じ」の解釈が明確でない。 成分が同じ、濃度が異なり、全ての危険有害性クラスの危険有害性区分が一致する、一連の危険化学品製品は非常に少ない。 もし上述のように厳密な解釈に基づく運用がなされれば、複数の製品を一系列にまとめることは困難であり、結果として、混合物の製造者・輸入者の登記製品数は膨大な数に上り、対応は困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 「予測される危険性分類結果が同じ」の解釈を、緩和するとともに明確化して欲しい。 例えば、①UN番号が同じ製品、②健康・環境有害性を除く物理危険性の危険有害性クラスのみが同じ製品、であれば「危険性分類結果が同じ」と解釈して運用する等。
要望	2	登記所要時間	<ul style="list-style-type: none"> 地方登記弁公室による登記申請審査は23営業日以内（初歩審査3営業日、通常審査20営業日）、登記中心による審査は15営業日以内に完了すると規定されている。（安監総局令第53号） 	<ul style="list-style-type: none"> 実際には事業者による申請後、登記証発行までに2か月程度を要するため、事業運営に重大な支障が出かねない。 	<ul style="list-style-type: none"> 登記申請後、1、2週間程度で輸入が可能となる制度・運用を導入して欲しい。 例えば、書類に形式的な不備がなければ、正式審査が終了するまでの期間まで有効な仮登記書を発行し、輸入可能とする等。 審査期間を1～2週間程度に短縮して欲しい。
要望	3	科学研究用途輸入	<ul style="list-style-type: none"> 鑑定・分類を行う必要がある化学品は、「科学研究又は製品開発を目的とし、年間生産量又は使用量が1トンを超え、且つ、物理危険性が未確定の化学品」（安監総局令第60号） 	<ul style="list-style-type: none"> 科学研究又は製品開発を目的とし、年間輸入量が1トン以下、且つ、物理危険性が未確定の化学品は、鑑定・分類が必要と解釈される。 	<ul style="list-style-type: none"> 「年間生産量または使用量」には「輸入量」も含むとの解釈に基づく運用を実施して欲しい。 科学研究又は製品開発を目的とし、年間輸入量が1トン以下の危険化学品については、登記に代わる備案制度（備案提出後即時輸入可能）を導入して欲しい。
質問	4	輸送危険物規制との調和	<ul style="list-style-type: none"> 危険化学品定義及び確定原則（危険化学品目録（2013年請求意見稿）前文）では、GHSに基づく定義を採用している。 危険物輸送の現場では国連危険物輸送勧告に基づく運用がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> GHSに基づく危険化学品或いは目録上の危険化学品であり、且つ、UN番号が無く輸送危険物に該当しない化学品については、どのように登記及び輸送上の対応を取れば良いか不明である。 	
要望	5	部門間の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 安監総局令第60号には、鑑定・分類が必要な化学品が規定されている。 輸入危険化学品は通関時に海关或いは質量検査局による鑑定が要求される場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険化学品登記時及び通関時にそれぞれ異なる関係部門から鑑定が要求される事は、事業者の大きな負担となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 鑑定結果をNRCC（安監総局）と通関当局（海関・検疫局）と共有してほしい。海関で別途鑑定が必要なのは不合理。

分類	No.	タイトル	規制の現状	問題点	建議・要望事項
要望	6	自社管理データ	<ul style="list-style-type: none"> • 登録時、物理危険性データ（11項目）の提出が必須 • 権威ある文献データを引用可能 • 事業者の社内試験で取得した物理危険性データが認められない 	<ul style="list-style-type: none"> • 物理危険性データ取得の費用が高額（25-100万円/製品） • 受託試験機関数、対応能力の不足によりデータ取得に長時間を要する • 混合物の物理危険性データは一般に文献には存在しない • 日本には物理危険性試験を実施するGLPは存在しない 	<ul style="list-style-type: none"> • 一定の条件を設けて、社内試験で取得した物理危険性データを認めてほしい。（例えば、事業者責任であることを宣言する念書の提出、ISO取得企業であること、試験報告書を提出すること等。） • 安全サイドに立った、混合物中の物理危険性が最大である成分に基づく分類・扱いを認めてほしい。（例えば、混合物については各成分の最低引火点を製品の引火点として採用することを認める等。）
要望	7	システム入力効率化		<ul style="list-style-type: none"> • システム上で一度申請を完了させると、一定期間次の申請を行うことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> • リスト上単品のように危険有害性が既に明らかであるものについては自動入力されるようにシステムを改良してほしい。
要望	8	登記制度に対する事業者の理解向上			<ul style="list-style-type: none"> • 登記に関するQ&A集（頻度の高い質問、要望についての、回答、見解について）を発行して欲しい。
要望	9	SDS・ラベルの審査	<ul style="list-style-type: none"> • 企業が危険化学品登記を行う場合、その生産、輸入する化学品と一致し、国家基準に適合するSDS及び化学品安全ラベルを提出する。（安監総局令第53号） • SDS・ラベル関連の国家標準は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> - GB/T 16483-2008 - GB 15258-2009 - GB/T 17519-2013 - GB 20576-2006~20602-2006 等 	<ul style="list-style-type: none"> • 国家標準に準拠し自社或いはコンサルタントが作成後、ビジネスに問題なく使用できている中文SDSが、登記弁公室では不合格になり、SDSの再作成が必要となる場合が多くある。 • 中国国内の機関（例えば、中国化工信息中心、上海市化工研究院、质量检验检疫局系の機関（名称？））で作成したSDSが登記弁公室で不合格となる場合が多くある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業、コンサルタント、中国国内の機関のいずれが作成したSDSであっても、国家基準に適合していれば、登記申請材料として合格として欲しい。
要望	10	経営範囲への品目追加（経営許可証）			<ul style="list-style-type: none"> • 危険化学品経営許可証の品目追加時の期間を短縮化してほしい（※既にかなり緩和されてきており、要確認。危化品登記とは直接関係無し。）
要望	11	追加登記（経営許可証）			<ul style="list-style-type: none"> • ルール上は前登記を抹消し、追加品目を含めた全品目を再度登記する形となる。経営許可証の有効期限を延長しなくても良い（場合によっては品目追加の1週間後に経営許可証の更新という事も有りうるが可）ので、追加品目のみの追加登記を認めてほしい。